6 生徒指導の充実 （小・中）

― キャリア形成に向けた生徒指導の充実 ―

生徒指導とは，児童生徒が、社会の中で自分らしく生きることができる存在へと,自発的･主体的に成長や発達する過程を支える教育活動のことである。

生徒指導は,児童生徒が自身を個性的存在として認め,自己に内在しているよさや可能性に自ら気づき,引き出し,伸ばすと同時に,社会生活で必要となる社会的資質･能力を身に付けることを支える働き（機能）である。また，全ての児童生徒が主体的に進路の選択・決定に基づき**キャリア達成**ができる事を目指す。

ここがポイント（取組の重点）

●生徒指導における個人での対応や問題の抱え込みの解消。
◇報告･連絡･相談を通した「組織的対応」の充実。

(1) 児童生徒個々への対応の充実を図る

① 児童生徒間,児童生徒と教師間の共感的人間関係を築くとともに,児童生徒理解に努める。
② 自発的,自律的,かつ他者の主体性を尊重しながら,自らの行動を決断し,実行する力,自己指導能力の育成に努める。
③ 対話と活動を重視し,ぶれず,見捨てず,関わり続けることを念頭に,将来を見据えた粘り強い段階的指導･支援を行う。

(2) 学校全体としての取組の充実を図る

① **「チームとしての学校」**の視点から，教職員と専門知識等を持つ各種支援員等との連携協働に努める。
　ア 教職員･各種支援員等における生徒指導観の統一のもと,共通実践に努める。
　イ 日常的に報告･連絡･相談の情報連携･行動連携･役割連携に努める。
　ウ 安全･安心な**魅力ある学校･学級づくり**に努める。
② 主体的･対話的で深い学びの基礎となる支持的風土のある学級経営の充実に努める。
③ 児童生徒の自己指導能力の育成に努める。（特別支援教育の視点も踏まえて）
　ア 自己存在感の感受　　イ 共感的な人間関係の育成
　ウ 自己決定の場の提供　　エ 安全･安心な風土の醸成
④ **学びに向かう集団づくり**を進めるために,学級活動や児童会･生徒会活動等の充実に努める。
⑤ **「学校いじめ防止基本方針」**を軸とした,いじめの未然防止,早期発見,早期対応の取組の充実に努める。
⑥ 警察や児童相談所等の関係機関と連携･協働し,事件･事故の未然防止や虐待等の早期発見,早期対応に向けた取組の充実に努める。
⑦ 生徒指導年間 PDCA サイクル×2の取組に努める。

(3) 家庭・地域社会、関係機関・団体との連携の強化を図る

① 保護者との信頼関係を築き,共通した課題意識を基盤とした指導･支援の充実に努める。
② 中学校区生徒指導連絡会や家庭教育支援会議等を機能化し,家庭や地域,関係機関･団体等との情報連携,行動連携を充実させ,生徒指導上の諸問題への対応の充実に努める。
③ 市町村教育委員会及び社会教育関係団体等と連携し,児童生徒のよさを伸ばし,心の拠り所となるような「居場所づくり,活躍の場づくり」のための指導･支援体制の確立に努める。

■関連資料■

◎『生徒指導提要』	文部科学省	令和４年
◎『生徒指導リーフ増刊号　いじめのない学校づくり３』	国立教育政策研究所	令和３年
◎『沖縄県学力向上推進５カ年プラン・プロジェクトⅡ』	沖縄県教育委員会	令和２年
◎『不登校児童生徒への支援の手引き』	沖縄県教育委員会	令和２年
◎『いじめ対策に係る事例集』	文部科学省	平成 30 年
◎『沖縄県いじめ対応マニュアル　～改訂版～』	沖縄県教育委員会	平成 29 年
◎『生徒指導支援資料１～６』（いじめ関係資料）	国立教育政策研究所	平成 21 年～
◎『児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査』	文部科学省	毎年実施

6　生徒指導の充実　（高等学校）

― キャリア形成につなげる生徒指導の充実 ―

生徒指導とは，児童生徒が，社会の中で自分らしく生きることができる存在へと，自発的・主体的に成長や発達する過程を支える教育活動のことである。

生徒指導の目的は，児童生徒一人一人の個性の発見とよさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達を支えると同時に，自己の幸福追求と社会に受け入れられる自己実現を支えることである。

学校においては，生徒理解をはじめとし，「生徒指導提要」を踏まえた生徒指導及び教育相談体制の充実を図るとともに，一人一人のキャリア形成に向けた生徒指導の充実を図る必要がある。

ここがポイント（取組の重点）

●SNSの普及等，問題行動の背景が多様化。

◇さまざまな背景をしっかりと把握したうえで，諸問題への適切な対応と，未然防止に努め，キャリア形成に繋げる。

（1）　生徒指導・教育相談体制の充実を図る

① 問題行動等の未然防止及び早期解決に向け，**全職員が共通理解，共通実践**ができる生徒指導体制の更なる充実を図る。

② 教師は日頃から生徒の個性や能力等を多面的に評価するとともに，生徒個々の内面理解を深め，共感的な理解と受容的な態度で接し，望ましい**人間関係を基盤に個別指導**の充実を図る。

③ いじめについて，いじめ防止対策推進法のもと，**学校いじめ防止基本方針**を作成し，防止組織を設置して未然防止を図り，**定期的な調査等**による早期発見を図りつつ，早期解決に向けた適切かつ迅速な対応を図る。

④ 飲酒・喫煙，SNS等を介した性の逸脱行為，危険ドラッグ・薬物乱用等の懸念事項，暴力行為，深夜外出などの生徒指導上の諸問題に適切に対応するため，**生徒の人権に配慮した生徒指導の充実**を図る。

⑤ アルバイトは「原則禁止」の基本方針で指導する。やむを得ない理由でアルバイトをする場合は，**学校へ届け出る**こととし，職種の安全・健全性，学校生活や学習とのかかわり等に充分留意し，保護者，雇用主及び学校三者の連携を推進する。

⑥ 生徒指導をより効果あるものにするため，**学校，家庭，地域社会，警察，社会教育関係団体等との連携**，並びに**中学・高校間の行動連携**を強化する。

⑦ 生徒指導地区講座等の研修内容について理解するとともに，校内外での**生徒指導研修**を深める。

⑧ 長期欠席者や休学者等については，**個人記録簿や個別指導計画を作成**するなど，実態把握及び就学支援に努める。特に，不登校生徒は，「不登校対策リーフレット」に基づき校内の支援体制の充実及び**家庭・関係機関等との連携**を図る。

（2）　キャリア形成に向けた生徒指導等の充実を図る

① 生徒の「生きる力」を育むために，モラル・マナー・思いやりなど豊かな人間性を育むとともに，権利と義務，行動に対する自己責任等について**規範意識の醸成**を図る。

② 学校教育活動全体を通して，学校や社会における基本的なルールを遵守することの意義・目的を充分理解させるとともに，生徒の**自律心**及び**自己指導能力の育成**に努める。

③ 中途退学や長期欠席者の学校不適応等に関して校内外の研修で理解を深め，生徒一人一人の発達に即して，好ましい人間関係を育て，自己理解・他者理解を深めさせるとともに，**人格の成長を援助する**教育相談の充実に努める。

■関連資料■

◎『生徒指導提要』　文部科学省　令和４年
◎『県立学校生徒指導の手引き』（生徒指導の参考書）　沖縄県教育委員会　平成 30 年
◎『沖縄県いじめ防止基本方針』　沖縄県　平成 30 年
◎「不登校対策リーフレット　不登校への初期対応、未然防止―高等学校における取組―」　沖縄県教育庁県立学校教育課　平成 25 年
◎『沖縄県高校生ちゅらマナーハンドブック』（生徒の自主編集）　毎年実施
◎ 児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査　毎年実施

6 生徒指導の充実 （特別支援学校）

― 児童生徒の障害特性に応じたキャリア形成に向けた生徒指導の充実 ―

生徒指導は，学校の教育目標を達成するために重要な機能の一つであり，一人一人の児童生徒の人格を尊重し，個性の伸長を図りながら，社会的資質や行動力を高めるように指導，援助するものである。

学校においては,生徒指導が，一人一人の児童生徒の健全な成長を促し，児童生徒自ら現在及び将来における自己実現を図っていくための自己指導能力の育成を目指すという積極的な意義を踏まえ，進路指導や特別活動との連携を図り，児童生徒のキャリア形成に向けた生徒指導の充実を図ることが必要である。

小・中・高等学校の教育課程を履修する児童生徒については,各校種の記載内容も考慮し,準用する。

ここがポイント（取組の重点）

●豊かな人間性と自己指導能力の育成。

◇進路指導や特別活動との連携を図る。

（1） 生徒指導の基盤となる児童生徒理解

① 一人一人の**能力，障害特性，興味･関心，生育環境，将来の進路希望等が異なる**ことから，多面的･総合的な児童生徒理解を図る。

② **学級担任･ホームルーム担任**の日頃の人間的な触れ合いに基づいたきめ細かい観察に加え，**学年の教員，教科担当なども含めて，広い視野から児童生徒理解を行う**ことを図る。

③ 児童生徒とともに歩む**教員の姿勢**，授業等における**児童生徒の充実感・達成感を生み出す指導**，そして**常に温かい態度で接する**こと等を通して教員と児童生徒との信頼関係を築くことを図る。

（2） 生徒指導・教育相談体制の確立を図る

① **全教職員の共通理解**を図り，学校全体として生徒指導体制の充実を図る。

② 生徒指導の**基盤は学級**であることから，調和のとれた学級経営の目標を設定し，指導の方向及び内容を学級経営案として整え，学級経営の全体的な構想を立てる。

③ いじめの未然防止や不登校等の学校不適応問題，またはネット被害防止は，速やかに，適切な指導･対応を行う。（**「学校いじめ防止基本方針」の実施及び評価**）

④ **相談業務を学校運営組織に位置付け**，校長が中心となり，学校として一貫した相談ができる体制を確立する。

⑤ 教育相談に係る校内研修を計画的に実施し，**職員のカウンセリング能力等の向上**に努める。

（3） キャリア形成に向けた望ましい生活習慣の育成を図る

① 学校の教育活動全体を通して，日常の**基本的な生活様式**を理解させ，習慣化を図るとともに**社会ルールを順守することの意義と目的**を児童生徒の状態に合わせて理解させる。

② **自ら課題を持ち，学ぶ態度が身に付く**ように指導の手立てを工夫する。

（4） 家庭及び関係機関等との連携を図る

① **家庭，施設等との連携**を密にし，指導の効果を上げるように努める。

② 学校評議員会を活用し，地域の**医療，福祉，労働関係機関との連携**を強化する。

③ 県立総合教育センター特別支援教育班等の相談事業を行う**諸機関と連携**し，相談機能の強化を図る。

■関連資料■

◎『生徒指導提要』	文部科学省	令和４年
◎『障害のある子供の教育支援の手引』	文部科学省	令和３年
◎『県立学校生徒指導の手引き』	沖縄県教育委員会	平成 30 年
◎『特別支援学校学習指導要領解説総則編(幼・小・中)』	文部科学省	平成 30 年
◎『沖縄県いじめ防止基本方針』	沖縄県教育委員会	平成 30 年
◎『ネット被害防止ガイドライン』	沖縄県教育委員会	平成 27 年
◎『児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査-特別支援学校におけるいじめの状況等-』	文部科学省	毎年実施

7　キャリア教育の充実　（小・中）

― 社会的・職業的自立に向けた資質・能力を育む取組の推進　―

これまでにも，学習指導要領や答申にはキャリア教育の必要性や趣旨が示されてきたが，平成 29 年告示学習指導要領総則において初めて「キャリア教育の充実」を図ることが明示された。

本県においては，「沖縄県キャリア教育の基本方針」を策定し，目標を「目的意識を持って，様々な人と協働し，社会を支える自立した人材の育成」，目指す児童生徒像を「自分で考え，計画して，行動に移すことのできる児童生徒」と設定した。

これらを踏まえ，「身に付けさせたい力」を明確にし，教育活動全体を通じたキャリア教育の充実を図る必要がある。

ここがポイント（取組の重点）

●「キャリア・パスポート」の効果的な活用
◇「か」「ふ」「や」「み」の視点を意識した授業
◇キャリア形成を促す自学自習力

（1）キャリア教育で身に付けさせたい力

本県のキャリア教育の目標の達成や「目指す児童生徒」を育成するために，児童生徒に身に付けさせたい力として以下のように設定した。**身に付けさせたい力を明確にし，それを意識した教育活動を行う**ことが重要である。そのため，各学校においては，キャリア教育の目標や学年の重点目標をより焦点化・具体化すると取り組みやすい。

「か」かわる力	人間関係形成・社会形成能力	・多様な集団の中で他者とかかわる力　等
「ふ」り返る力	自己理解・自己管理能力	・行動を振り返り，改善につなげる力　等
「や」りぬく力	課題対応能力	・問いを立てる力　等
「み」とおす力	キャリアプランニング能力	・自分の目標を設定する力　等

（2）教育活動全体を通じたキャリア教育の取組の充実

児童生徒のキャリア発達を促すために，本県のキャリア教育の「目指す児童生徒」の育成に向けて身に付けさせたい力「か」「ふ」「や」「み」の視点を意識した授業，教育活動を展開する。

取組の重点１　キャリア発達を促す授業　～「か」「ふ」「や」「み」の視点を意識～

児童生徒のキャリア発達を促すために，身に付けさせたい４つの力「か」「ふ」「や」「み」の視点を意識した授業，教育活動を展開する。

取組の重点２　「キャリア・パスポート」の効果的な活用　～小中高をつなぐ～

「夢・なりたい自分」や目的意識をもって取り組むことのできる児童生徒の育成に向けて，「キャリア・パスポート」をキャリア・カウンセリングに生かすなど効果的に活用し，小中高の学びをつなぐ。

取組の重点３　自学自習力の育成　～行動，努力を継続できる児童生徒～

本県の児童生徒は「夢やなりたい自分」の実現に向けた目的意識，学習や具体的な行動に課題があるという沖縄県の児童生徒の学習と将来展望に関する調査結果が出ている。目標に対して継続して努力する態度，自立して学習することのできる力の育成が必要である。学校においては「授業と家庭学習が往還する学習サイクル」を構築することで学びの基盤をつくり，「自学自習力」を育成する。

取組の重点４　職場体験・見学の充実　～目的や目標の明確化～

職場における体験活動を進めるうえで，小中学校の発達段階を踏まえて体験活動の目的や目標を明確化し，「か」「ふ」「や」「み」を意識した活動を行う。また，体験活動の効果を高めるために，事前・事後学習の充実を図る。

■関連資料■

◎『沖縄県キャリア教育の基本方針』　沖縄県教育委員会　令和２年
◎『沖縄県の児童生徒の学習と将来展望に関する調査』　沖縄県教育委員会　令和元年
◎『学習指導要領小・中学校総則編』　文部科学省　平成 29 年

7 キャリア教育の充実 （高等学校）

－ 生徒の自己実現及び社会参画をめざす指導の充実 －

ここがポイント（取組の重点）

●「キャリア・パスポート」の効果的な活用。
◇キャリア教育の視点による「授業改善」に重点。

生徒の自己実現及び社会参画をめざす指導の充実を図るためには，学校で学ぶことと社会との接続を意識し，一人一人の社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して，キャリア発達を促すキャリア教育の視点が重要である。本県では「沖縄県キャリア教育の基本方針」を策定し，生徒に身に付けさせたい力として「かかわる力」「ふり返る力」「やりぬく力」「みとおす力」を設定した。各学校においては，小中学校の取組を踏まえ，高等学校の生徒の発達の段階に応じて育成を図る資質・能力を具体化し，学校の実情に応じた教育活動を展開する必要がある。

（1） 教職員のキャリア教育についての理解の促進と資質の向上を図る

① 生徒が学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら，社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう，**特別活動を要としつつ，各教科・科目の特質に応じて**，キャリア教育の充実を図る。
② キャリア教育を通して，各教科での学びが一人一人のキャリア形成やよりよい社会づくりにどのようにつながっているのかを意識させること及び**教科等を学ぶ意義の明確化に努める**。
③ 学校の教育活動全体を通じて効果的にキャリア教育を実施するため，生徒のキャリア発達に関する課題を明確化し，**全体計画や年間指導計画**を作成するとともに，PDCA サイクルを踏まえた評価・改善に努める。

（2） 発達の段階に応じた体系的なキャリア教育の充実を図る

① 発達段階に応じたキャリア教育の連続性図るため，中学校・高等学校が協議できる場を設定するよう努める。
② キャリア・カウンセリングへの理解を深め，**「キャリア・パスポート」の効果的な活用**を図る。
③ 学校から社会・職業へ移行する高等学校段階におけるキャリア教育の充実を図るため，校内研修等の実施に努める。

（3） 学校と家庭や地域，企業との連携・協働の充実強化を図る

① 社会的職業的自立に向け、必要な能力や態度を育成するため，学校が地域や社会，企業，経済団体等との連携・協働の推進に努める
② 就業体験等職場における体験的活動をとおして，学校の学びと社会のつながりを理解し，社会参画の意識を醸成することを目標として，それぞれの学校や生徒の特性を踏まえた多様な展開に努める。
③ 大学や専門学校等上級学校のオープンキャンパス，体験授業への参加，大学の出前講座等の実施など，高大連携の取組に努める。
④ キャリア教育を推進する上で家庭教育は重要であるため，各学校は保護者に対し，産業構造や進路環境の変化等現実に即した情報を提供するなど、家庭・保護者との共通理解に努める。

■関連資料■

◎『沖縄県キャリア教育の基本方針』	沖縄県教育委員会	令和２年
◎『高等学校学習指導要領解説』	文部科学省	平成 30 年
◎『高等学校キャリア教育の手引き』	文部科学省	平成 23 年

7 キャリア教育の充実 （特別支援学校）

－ 小・中・高等部の一貫した進路指導と職業教育の推進 －

ここがポイント（取組の重点）

●障害の程度等に応じたキャリア教育
◇特別活動を要としてキャリア教育の充実を図る。

児童又は生徒が，学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら，社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう，特別活動を要としつつ各教科等の特質に応じて，キャリア教育の充実を図る必要がある。

また,高等部におけるキャリア教育と就労支援を推進するために,労働や福祉等の関係機関と連携しての就業体験を実施し,将来設計の立案と社会的移行の準備を図る必要がある。

小・中・高等学校の教育課程を履修する児童生徒については,各校種の記載内容も考慮し,準用する。

（1） 小・中・高等部のつながりを考慮した指導

① **小・中学部では，特別活動の学級活動を要**とし,総合的な学習の時間や学校行事,道徳科や各教科における学習,個別指導としての教育相談等の機会を生かしつつ,**学校の教育活動全体**を通じて実施する。

② **高等部**においては,小･中学部におけるキャリア教育の成果を受け継ぎながら,**特別活動のホームルーム活動を要**とし,総合的な探究の時間や学校行事,各教科･科目等における学習,個別指導としての進路相談等の機会を生かしつつ,**学校の教育活動全体**を通じて行う。

（2） キャリア教育の充実のための指導の工夫・改善について

① **校長のリーダーシップの下**,進路指導主任やキャリア教育担当教師を中心とした**校内の組織体制を整備**し,学年や学部,学校全体の教師が共通の認識に立って**指導計画を作成する。**

② 幼小中学部段階から,学校や社会の中で自分の役割を果たしつつ自分らしい生き方を実現する視点を示す。

③ 社会人･職業人として自立していくため,**勤労観・職業観**を育てる重要性から,小学部での**職場見学**や中学部での**職業体験活動等**を通じた体系的な指導の推進,社会人講話等の機会を確保する。

④ 高等部においては，生徒の特性や進路，学校や地域の実態等を考慮し、地域や産業界等との連携，産業現場等における長期間の実習を取り入れるなど**就業体験活動（インターンシップ）の**機会を積極的に設ける。

⑤ 就労に際して,**本人の自己選択・自己決定を尊重する**等の機会を確保する。また,学校卒業後の生活に向けて,**福祉制度の理解を深める機会を確保**する。

（3） 小・中・高等部の学びをつなぐ「キャリア･パスポート」の活用

① 特別支援学校においては,原則,小･中･高等学校に順じ,障害の状態や程度,発達段階など適切な実態把握を行い,必要に応じて活用する。

② 従来から特別支援学校で作成している「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」が,本人･保護者の願いや学びの履歴,合理的配慮の提供など,将来を見据えた内容が十分に含まれていることに留意して,「キャリア･パスポート」を児童生徒にわかりやすく,学習で活用しやすい様式に変更するなど,工夫する。

■関連資料■

◎『障害のある子供の教育支援の手引』	文部科学省	令和３年
◎『新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議報告』	文部科学省	令和３年
◎『沖縄県キャリア教育の基本方針』	沖縄県教育委員会	令和２年
◎『特別支援学校学習指導要領解説総則編(幼・小・中)』	文部科学省	平成 30 年